

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成14年をピークに減少を続けている。加えて都市部に比べて人口減少がより速く進行している。このことは、地方における労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、さらにそれが社会生活サービスの低下と人口流出をもたらすという悪循環を生んでいる。本市は企業団地を有するため製造業が重要な基盤であるが、商店や商店街においても、少子高齢化による人手不足等により経営安定化に向けた支援が求められている。

(2) 目標

少子高齢化による人手不足の解消に向けた支援策の1つとして、基本計画を導入し、製造業のみならず様々な業種に対して経営安定化のための選択肢として、中小企業が所有している老朽化が進んだ設備を生産性の高い設備へ移行する機会を創出し、今後も活力あるまちとして発展することを目指し、本市での年間の認定企業数は10社を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内すべての中小企業者の人材不足への対策を目的として実施するため、対象業種や事業を限定することなく、幅広く先端設備の種類を対象とする必要がある。

上記観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内すべての中小企業者に対して、幅広く利用いただき、産業の活性化に寄与するために、対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

平成28年経済センサス活動調査において本市内の事業所数は3,304事業所あり、製造業で455の事業所、卸売・小売業で750の事業所がある。業種・事業のいずれにおいても限定することなく幅広く支援することでより一層の活性化に寄与することを期待しているため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月8日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③ 先端設備等導入計画の認定を受けようとする中小企業者は、市税に滞納がないことの証明をすること。
- ④ 先端設備等導入計画の認定を受けようとする中小企業者が、関係法令を遵守し適正な事業運営をしていること。